

所定疾患施設医療費の算定状況について

平成 24 年 4 月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内での対応について以下のような条件を満たした場合に評価されることとなりました。

当施設では所定疾患施設療養費を適切に算定し、入所者様の健康や安心に繋げていきたいと考えておりますので、治療の実施状況をご報告して参ります。

■条件

- ① 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1 回に連続する 10 日間を限度とし、月 1 回に限り算定するものであって、1 月に連続しない 1 日を 10 回算定することは認められないものであること。
- ② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
 - ホ 慢性心不全の増悪
- ④ 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- ⑤ 算定する場合にあっては、診断名、診断を行なった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。

また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
- ⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- ⑦ 当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

令和 6 年度 所定疾患施設療養費の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、下記のとおり所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

＝尿路感染症＝

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
人数	1	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	2	6
日数	6	0	0	0	0	0	10	0	10	11	0	20	57

治療方法 経口・点滴による水分補給及び抗生剤内服・点滴の処方にて治療

＝肺炎＝

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

治療方法 抗生剤(経口・点滴)にて治療。吸引処置など必要時、酸素投与を行う

＝帯状疱疹＝

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

治療方法 抗ウイルス薬の点滴および内服薬、軟膏塗布にて治療

＝蜂窩織炎＝

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

治療方法 抗生剤内服・点滴の処方にて治療

＝慢性心不全の増悪＝

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

治療方法 検査や診察の結果から利尿剤等の内服や注射による薬剤・水分調整を行う